

# 代替医療

## 最新ガイド

がんの補完代替医療に関する今後の課題は、主に次の三つになるかと思えます。

一つ目は、がん患者の皆さんが利用している補完代替医療の科学的根拠が実は非常に少ないという点です。ですから、がんに関する補完代替医療の多くは、広く利用されているにもかかわらず、現段階では効くのか効かないのか分からないということになります。

今後は、公的な研究費の導入もふまえ、補完代替医療の有効・無効、有害・無害を順次明らかにしていくことが急務であると思われまます。

二つ目は、補完代替医療に関する系統的な情報収集や正確な情報発信が十分に行われていない点です。04年から公的な機関として初めて、独立行政法人国立健康・栄養研究所が、健康食品の安全性と有効性の情報をデータベースにする取り組みを始めました。

また、06年には、厚生労働省研究班（住吉義光・班長）によって、「がんの補完代替医療ガイドブック」が作成されています。さらに、近年、複数の学術団体が設立され、市民公開講座などを通じて補完代替医療の啓発活動を行っています。今後、これらのさまざまな活動がどのように発展していくのかが大きな課題として残されています。

三つ目は、補完代替医療に携わる人材の育成について法

的、行政的な整備が遅れている点です。欧米では、多くの大学医学部で補完代替医療が系統的に学生に講義されていますが、わが国では、補完代替医療に関する専門講座が金沢大学と大阪大学の2講座しかありません。これでは医師への教育は不十分といわざるを得ません。

また、さまざまな手技・施術、いわゆる医療類似行為の問題点も残されています。法

で認められている医療類似行為は、**按摩**、**マッサージ指圧**、**はり**・**きゅう**、**柔道**、**整復**のみです。



大野 智

このほかのカイロプラクティック、整体、気功などは

それを定めている明確な法律は存在しません。ですから、今のわが国の現状は、運転免許証をもっていないのに自動車を運転している人を許してしまっているといえるかもしれません。

最後にわが国の医療システム全体の課題点として、補完代替医療の将来的なあり方を考えると、医療が主流・非主流、あるいは通常・代替などと相対していることは、ある意味で患者にとって不幸であり、それを許容することは医学の怠慢とも考えられます。

今後、補完代替医療がもっている包括的・全人的な患者ケアの視点をふまえ、どこまで医療としてカバーすべきなのか、今後医療従事者だけでなく、国民全体が考えるべき問題だと思われまます。

（金沢大学補完代替医療学特任助教）



白熱した議論が行われたシンポジウム「がんとサプリメント」＝大阪市で06年10月